三芳町地域防災計画（改訂素案）に対する
町の考え方について

町の考え方を下記の通り取りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件　：　三芳町地域防災計画（改訂素案）	
意見募集期間	平成 26 年 12 月 8 日～平成 27 年 1 月 7 日
担当課	自治安心課　防犯防災担当 電話：049-258-0019（内線 265） FAX　：049-274-1009 E-mail：chiiki@town.saitama-miyoshi.lg.jp
提出された意見の件数	27 件（1 名）
対応状況	**一部修正**

提出された意見等	対応方針	町の考え方
１．総則編 全般的に良く考えられていると理解しました。特に「防災　Anti-Disaster」と「復興―Disaster Recovery」の両面から考えられていること。過去にみられなかった防災計画に関する「周知徹底」を住民に対して行うことは、評価に値すると考えられます。 １）コメント ・防災計画の位置づけ この部分に次の内容の追加検討をお願いします。 　－自主防災会（行政区）との関連図 　仮称「自主防災組織連絡協議会」を含む 　自主防災会の下部組織の自治会（仮想自治会）を含む 　マンション単位の自主防災会を含む旨の併記 　事業所単位(商工会の取りまとめ？)を含む旨の併記	部分追記いたします。	該当する第 1 部第 1 章第 3 節は組織体制ではなく、あくまで当計画の位置付けに関するものであります。自主防災会や事業所の防災体制については、第 2 部第 1 章第 1 節 2.自主防災組織の整備にて触れているところですが、(2)に「行政区単位を基本に、自治会やマンション単位、さらには事業所単位での自主防災の取組についても促進する。」と追記します。
・関連計画との関係 　－必要と思われる計画・マニュアルについて 2,3 行の説明が欲しい。 　例：三芳町地域防災初期マニュアル 　このマニュアルは、平成 ２４年１２月に発刊されたもので、目的は“初期行動”による人的・物的被害の最小化をねらったものであり、・・・・ 　例：三芳町災害時要援護者支援マニュアル 　このマニュアルは、平成２４年××	部分追記いたします。	各計画の簡略な説明を追記します。

月に既存の要援護者に追加するべく行政区を通じ第一回の登録の呼びかけ・・・ －初版が作成済みか、予定かの区別は付記できますか。		
・防災計画の基本方針 この節に「復興計画」の重要性の項を追加されたらと思いますが。	原案のとおりといたします。	復興計画については、第２部２章第１節に基本的な方針を定めていますが、震災復興検討委員会によってその具体的な内容が策定されます。そのため、本計画の基本方針としては設定しておりません。
・指定地方行政機関 －西部福祉事務所 町には生活保護者を中心にケアする組織が無いので県（川越）の西部福祉事務所が三芳町の生活保護者の管轄となっていると理解しています。この事務所の性格と書かれている文面の整合性がとられていないと解釈されますが、どんなものでしょうか。故意に生活保護者の言葉を削除したとも解釈できますが。 －入間東部地区消防組合・三芳町消防団 正確には次のことと考えて宜しいでしょうか。 入間東部地区消防組合 西消防署　三芳分署 三芳町消防団 この幾つかの分団は、県の機関ではないと理解しています。確かボランティア団体と記憶しています。もしそうであれば、注釈として付記されたら如何ですか。 ・公共的団体・その他防災上・・・ －三芳町災害対策協力会 協力会は、ここに書かれていることを了解していますか。少なくとも、藤久保の防災協力会はこの組織に該当すると思えますが、私の知る限り該協力会は意図を理解していると思えません。	原案のとおりといたします。	福祉事務所の通常業務は生活保護業務のみでなく、母子、寡婦福祉、介護保険サービス、特別養護老人ホーム等社会福祉施設の整備指導なども担当しており、災害時においても広範な部分で町災害対策本部の救助部などとの連携が想定されています。 入間東部消防組合（西消防署三芳分署は組合の中の一部署です）は、二市一町を管轄とする一部事務組合（常備消防／常勤職員）です。三芳町消防団は非常備消防として、町内に在住または在勤している方の組織で、非常勤特別職の身分を有しています。 三芳町災害対策協力会は町内建設関係事業所等で組織する団体で、町と「非常災害時における緊急支援に関する協定」を結んでいます。藤久保在住の住民等が中心となって組織されている藤久保防災協力会は別組織です。
・第８節　住民及び・・・・ －（２）災害発生時に実施が必要・・・ 自主防災組織と地域防災組織と行政区の言葉の使い分けについて、もう少し明快になりませんか。苦労されているのは、重々理解できますが一般住民は理解に苦慮すると思われます。この書き方ですと自主防災組織と地域防災組織と２種類の防災組織が存在することになります。	原案のとおりといたします。	地域防災組織は、行政区等のコミュニティそのものを指します。自主防災組織のない行政区もございますので、行政区及び自主防災組織を合わせ、広くコミュニティの防災体制を指す時に地域防災組織と呼んでいます。 広報やパンフレット等ではわかりやすい表現に努めます。
・第９節　地区防災計画 －ここに書かれているのは、災害対策基本法の条文が殆どそのまま抜粋されて書かれています。これでは、一般住民は理解に苦しみます。イメージと	部分追記いたします。	内閣府発出の地区防災計画ガイドラインから、イメージ図を記載したいと考えます。

して簡単な活動体制を記載する方法もあります。 例：内閣府発刊「地区防災計画ガイドライン」を参照 日常の役割　災害時の役割 会長 ─┬─副会長　総務班　XXXXX　XXXXXX 　　XXXXX　XXXXXX 　　情報班 　　・ 　　・ 　　└─副会長　消火班 　　救護班 　　・		
・第３章　地震被害想定 　－出典を明らかにして下さい。かなりの頻度で更新されると思われます。 　－昨年長野県で発生した地震の最大震度と同じ６弱の震度が想定されています。 　長野県の場合は、一部断層が奔ったことによる被害がありましたが家屋（構造の違いはそんざいする。パンケーキ型の半壊・全壊が多くみられた。）被害に関しては参考になります。 　－被害想定は地域防災計画の実施及び自主防災組織の活動により変化（減災）することを併記できればと思います。	部分追記いたします。	出典については第 1 部第 3 章第 1 節及び第 3 節にて記載しておりますとおり、「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」を基としております。 　地域防災計画の実施及び自主防災組織の活動により減災が可能である旨は追記したいと考えます。
２）その他の意見 　第２部でも記載されますが、概ね次の意見を書きました。 　・実現性の可能性検討（feasibility study） 　総則編で網羅されている各種の計画の実行可能性について検討し、実施可能時期の目安を示していただけますか。第４次総合振興計画で記載されていた“総合防災計画”の実施が、理由はともかく大幅に遅れたとの理解をしているものですから。	原案のとおりといたします。	本計画に基づき、3ヶ年実施計画等のアクションプランが行政内部に位置付けられ、同時に行政評価も行われます。また、必要に応じ、地域防災検討委員会などの住民を交えた機会に優先度を調整していきます。
・網羅性 　基本的には網羅性については満足できるものに仕上がっていると理解しています。しかしながら少なくとも当自治会においては、自ら読まれる自治会員は殆ど居ないという前提にたった場合（文字離れをした高齢者が多い）、どうしたら良いか、誰と相談したら良いか、“防災・減災の必要性”に重点を置き、残りはあまり説明をしなく進める方法がないものか等を模索しています。 　このマニュアルの内容の説明者を庁内職員で何名ほど予定していますか？差し支えのないところで教えて下さい。	原案のとおりといたします。	来年度以降、本計画を分かりやすい形で地域に広報・周知を行う予定であります。避難訓練の準備過程や出前講座なども活用したいと考えております。 　なお、計画の説明は自治安心課の課員を中心に行います。
２．震災対策編 １）コメント ・自助・共助・公助について 　－簡単な定義を記載できませんか。出来れば、チャート形式で漫画チック	原案のとおりといたします。	広報やパンフレット等で分かりやすい表現に努めます。

に。		
・自主防災組織連絡協議会 　大賛成です。仮称とできませんか。自主防災連合会とも命名できます。又、設置の目的をもう少し明確に描けませんか。自主防災会は計画の策定・マニュアル化の予算は行政区との連携でも外注は不可能と考えられます。つまり、「連絡協議会」と「連合会」は異なった意味を示すと理解しています。 　例：自主防災組織の情報の共有と享受 　各家庭に配布する防災マニュアルの共著（自助マニュアル） 　訓練計画の情報交換 　例：一級建築士が存在する自主防災会が 　耐震１　自己診断 　耐震２　安全センター利用による簡易耐震 　耐震３　町の助成金を利用した詳細耐震検査　などの説明要員の派遣	部分追記いたします。	（仮称）とします。なお、目的については原案にとどめ、詳細は各自主防災組織の意見を取り入れて定める必要があると考えます。
・地区災害対策本部 　実際に災害が発生した場合は、この地区災害対策本部が必要になると思われます。 　ここに書かれている地区防災マニュアルの試作品は自主防災組織連絡協議会での協同作業として位置づけしませんか。	原案のとおりといたします。	地区災害対策本部の設置される震度のみ統一させていただきました。地区防災マニュアルについては各区の実情に合わせて策定されるものと考えておりますが、今後、地域連携避難訓練実行委員会や、自主防災組織連絡協議会にて情報交換することも有効と考えます。今後の参考意見とさせていただきます。ご提案ありがとうございます。
・三芳町建築物耐震改修促進計画 　－この計画は、国の耐震改修促進法の２０１３年改訂版に準拠していますか。一つ手前の改定に基づいていませんか。	原案のとおりといたします。	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の主な改正は平成 25 年に行われていますが、町建築物耐震改修促進計画の内容に係わる大きな影響はなかったため、法に基づいて計画されているものと考えます。（都市計画課）
・第３節　防災体制 ・地域防災検討委員会 　何時発足する予定ですか。既に発足していますか。資料５－２の開示時点で理解できますか。	原案のとおりといたします。	地域防災検討委員会は、「三芳町地域防災初期行動マニュアル」策定に際し、平成 24 年 2 月に発足しております。
・災害対策検討会議 　文中に「三芳町災害対策本部条例」とありますが、この計画の発刊に伴い総合災害対応の観点から見直しを行い体系的な条例・規定に更新・新規策定するべきと考えますが、どのようなお考えですか。	原案のとおりといたします。	当条例を受けて、詳細を要綱として規定しております。要綱についての部分改正は今回の改訂と合わせて実施する予定です。

・業務継続計画の検討 残念ながら検討開始が大幅に遅れていますが、計画着手は各コンポーネントを含めて何年に完成を考えていますか。およその予定を掲載できませんか。 コンポーネント： ①災害時の職員ビジネス・プロセスの開発（例：本人確認プロセス） ②仮庁舎計画 ③コンピュタシステムの Disaster Recovery とアウトソーシング －税務署、年金機構など関連施設との Recovery の整合性を含む －勘定処理の優先度を含む －手書き処理	原案のとおりといたします。	本計画とのすり合わせを行いつつ、本年度中に策定を予定しています。(政策推進室)
・第５節　情報収集 －災害情報データベース 挑戦的なデータベースですが、可能性はありますか。余談で申し訳ありませんが、防災計画に関係する“知識データベース”の構築の方が優先しませんか。	原案のとおりといたします。	現在、水害においては、被害の発生しやすい個所を内水ハザードマップとして公開しております。このマップは元来各課に散在していた情報を収集したものです。これを例に、災害に関し各課で所有している情報について共有できるよう努めてまいりたいと考えます。
・地域防災組織（行政区等）・・・・ －先に述べたかも知れませんが､｢地域」と言う言葉が２通りに使用されているのうに思えます。１１７ページにも同様の使用がみられますが、行政区(地域防災組織)とあります。 ①地域防災計画・・・・町 ②地域防災組織・・・・行政区 「地域」は町を指し､「地区」は行政区を示すとしたら矛盾が生じますか。 「初期行動マニュアル」も地域は行政区を示しています。 ここでは地区災害対策本部の見出しでどうですか。	原案のとおりといたします。	既述のとおりです。 なお、計画の名称である「地域防災計画」については、災害対策基本法に基づくもの（「中央」に対する「地域」）として名称変更はできませんので、そのまま使用しております。 本計画の内容、記述では、住民がイメージしやすいよう、「地域」は地域コミュニティを、「地区」は物理的なエリア(行政区エリアや避難所エリア等)を示しております。
・第６節　出火の防止と消防活動 －初期消火 まちかど消火器 →１０年以上前に撤去されていると理解しています。 まちかど消火栓　→これも今現在存在しないと理解しています。 地域防災計画の発刊を機に復活しませんか。	原案のとおりといたします。	まちかど消火器・まちかど消火栓については、記載のとおり、コミュニティ主体による維持と活用がポイントとなることから、効果的な運用が可能かどうか今後研究を進めていきたいと考えております。
・第１２節　避難所の開設と運営 避難所運営体制 －個別避難所運営マニュアルの作成 この中で述べられている「避難所連絡会議」の会議組織等のプロファイルが作成済みであれば教えて下さい。	原案のとおりといたします。	避難所連絡会議については、本年度より実施の地域連携避難訓練に際し、避難所エリアごとに開催されております。参加組織は、行政区、自主防災組織、民生・児童委員、学校、消防団分団、避難所担当町職員などです。詳細は http:// www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/bousai/bousai/documents/06_2formation.pdf をご覧ください。

・第１５節　災害時要援護者対策 －避難行動要支援者 要支援者名簿について： 平成２５年以前の名簿 ＋ 平成２５年登録案内（行政区回覧） ＋ 平成２６年登録案内（　々　　） 要支援者名簿の配布 平成２５年行政区区長に一覧配布 民生委員に担当個別配布 －要支援者名簿についての疑問 次の疑問にお答え下さい。 ①　　非自治会員（非区民）名簿と要支援者名簿の関連性 ②　　平成２５年以前の名簿と新規登録者を含んだ名簿の整合性 ③　　平成２５年に配布された名簿と実際に民生委員がケアしている居住者のアンマッチ ④　　民生委員は何時から本人の合意を採り始めたか、もしくは予定は？ ⑤　　登録者が登録条件を充足しているかどうかの判断は？ 以上の疑問点を解決しつつ、最終的には、文中の「プロジェクトチーム」が再作成を行うことと理解して宜しいですか。	原案のとおりといたします。	本計画では、「避難行動要支援者名簿」と「災害時要援護者名簿」を別のものとして取り扱います。前者は行政内部で保有し、災害時に用いる名簿ですので、ご指摘の内容は「災害時要援護者名簿」と思われますので、その考え方を以下に記します。 ①については、当名簿が民生・児童委員で作成していた「見守り台帳」を発展させたものであるので、行政区・自治会への加入非加入とは無関係に作成されています。 ②については、以前よりあった見守り台帳を基に、要援護者名簿に掲載してよいか改めて同意を得た方について掲載しております。 ③については、民生・児童委員が収集した情報の他に、役場や行政区、社会福祉協議会などを通じて申請された方が掲載されています。また、逆に民生委員がケアしていても、申請されなければ名簿には反映されません。 ④名簿掲載の同意については、24年より順次行っております。今後も情報の更新があれば、新制度への同意を前提に名簿も更新を行う予定です。 ⑤登録については、本人の意思が優先されるため、条件を充足していない方でも掲載されている場合があります。ただし、重点支援の対象であるか否かの違いは出てきます。 名簿の作成については現在あるデータも用いながら、プロジェクトチーム(福祉課・健康増進課・自治安心課)及び、民生委員・児童委員協議会や区長会等を含めたプラン推進会議において更新を進めてまいります。
・第１７節　防災教育及び訓練 ・住民に対する教育 －誰が、何処で、何時から、どの項目から教育が実施できますか。 シルバー人材センターに教育要員を確保して、教育の要請に応えられる仕組み作りは難しいですか。 －１世帯に仮称「防災資料一式」としてバインダー一冊を配布できませんか。	原案のとおりといたします。	住民への防災教育については、地域防災検討委員会等で仕掛けづくりを検討し、町や行政区、自主防災会、学校、消防組合、消防団などが協力し進めてまいりたいと考えております。 シルバー人材センターでの取り組みについては研究したいと考えます。 また、各住民による自助の啓発に向けて、わかりやすいパンフレット等を検討し、広報を行ってまいります。
２）その他の意見 ・マニュアルの位置づけ －地域防災計画、地区防災計画で各々各種マニュアルが作成されますが、マニュアル作成は防災・減災・復興の手段であり、作成自身を目的とし	原案のとおりといたします。	お見込みのとおりと考えます。当計画についても、作成後、計画の基本方針に照らして実行されているかを、随時検証したいと考えます。

ないよう十分に理解する必要があると思えます。		
・連絡会議の位置づけの明確化：“何を目的にしているか” 　自主防災組織連絡会議 　避難所連絡会議 　三芳町防災会議 　簡単なGlossary（注釈）が必要と思いませんか。	原案のとおりといたします。	自主防災組織連絡協議会については第2部第1章第1節、三芳町防災会議については第2部第1章第3節、避難所連絡会議は第2部第1章第17節を中心に記載をしているところですが、既に設置されている組織は、会議規程等を資料編に掲載します。
３．総則編・震災対策編全般に亘る質問と提案 　釈迦に説法と取られる恐れもありますが、以下に質問と提案をまとめてみます。 　１）行政・区・自治会（組、班を含む）の位置づけと役割 　例は直ぐに示せませんが、1，2枚のチャートにまとめられませんか。 　この目的：次の理解の促進です。 　①自主防災会（組織）が何を行うと区全体の防災・減災・復興が可能となるか。 　②自治会（組・班もしくは仮想自治会）が何を行うと防災・減災・復興が可能となるか。	原案のとおりといたします。	基本的には平成25年3月に作成・全戸配布した「三芳町における地域防災初期行動のながれ」の見開きに時系列に沿って各防災組織の大まかな流れを掲載しております。 　なお、地域コミュニティは「自治」が基本であり、区内の地形も組織の態様もさまざまであるため、本計画では防災上の役割を原則論にとどめています。
２）地域防災計画に網羅された各種の施策 　実現性の検討（Feasibility Study）をお願いしたい。	原案のとおりといたします。	本計画に基づき、3ヶ年実施計画等のアクションプランが行政内部に位置付けられ、同時に行政評価も行われます。また、必要に応じ、地域防災検討委員会などの住民を交えた機会に優先度を調整していきます。
３）マイルストーンの提示 　三芳町地域防災計画に示された各種の実施・完成時期を何時頃提示できますか。 　これは、文中にしばしば使用されている。 　努める 　整備する 　検討する	原案のとおりといたします。	同上
４）消防本部への訓練依頼 （パブコメ対象外につき省略いたします）	（対象外）	（消防本部へ伝達します）